

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和8年9月28日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正 明 様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 木山 耕治

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 金子 遥

同 吉川 ひかり

同 山崎 広子

同 長谷川 由美

(提案理由)

非核三原則を尊重し、堅持することを求めるため

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曾有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願である。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障に係る環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

本市においては、昭和３７年に茅ヶ崎市議会が「平和都市宣言」を昭和６０年に茅ヶ崎市が「茅ヶ崎市核兵器廃絶平和都市宣言」を行っており、非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国家及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
法務大臣
外務大臣
防衛大臣

茅ヶ崎市議会